

練馬区地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱

平成 24 年 10 月 10 日

24 練総経第 572 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）と工事請負契約を締結している元請企業が、平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号国総建整第 154 号通知（以下「基本通知」という。）等の規定に基づき、施工中の工事に係る工事代金債権の譲渡を活用した融資制度である地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合において、区が工事契約約款第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする際に必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 区が融資制度に係る債権譲渡を承諾できる工事（以下「対象工事」という。）は、つぎの各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 請負金額（債権譲渡の承諾の申請時において、契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額）が 1,000 万円以上の建設工事であること。
- (2) 工事の進捗率が全体の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 年度内に完了することが見込まれる工事または債務負担行為に係る工事等で、債権譲渡の承認申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が 1 年未満である工事

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、債権譲渡を承諾しない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第 1 号様式）の提出時期が、当該工事請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合
- (2) 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
- (3) 履行保証を付した工事請負契約のうち、区が役務保証を必要とする場合
- (4) 前 3 号のほか、請負事業者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を認めることが不相当と認められる場合

(債権譲受人)

第 3 条 区が債権譲渡を承諾できる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、中小・中堅元請建設企業（原則として資本の額もしくは出資の総額が 20 億円以下または常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設業者をいう。以下同じ。）への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うつぎの各号のいずれかに該当する者であつて、一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた者とする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）
- (2) 特例民法法人である建設業協会等の団体
- (3) 建設業の実務に関して専門的な知見を有し、かつ、融資制度に係る中小・中堅元請建設企業への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤および信用を有すること等の要件を満たす者として振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

(債権譲渡人)

第 4 条 区が債権譲渡を承諾できる元請企業（以下「債権譲渡人」という。）は、中小・中堅元

請建設企業で、区と工事請負契約を締結した施工中の対象工事について、債権譲受人から転貸融資を受けられるものとする。

(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第5条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事契約約款第30条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに当該工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事契約約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額または減額された場合の工事代金債権の額は、契約変更により増額または減額された後の額とする。

3 融資制度により譲渡する工事代金債権は、つぎのものに限り担保するものとし、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(1) 融資制度による債権譲受人からの債権譲渡人に対する貸付金

(2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

(支払計画等の提出)

第6条 債権譲渡人が債権譲受人から融資を受けるときは、当該工事請負契約に係る融資申請時までの下請負人等への工事代金支払報告書および借入金の下請負人等への支払計画書を債権譲受人に提出するものとする。

(債権譲渡承諾事務の分掌)

第7条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部経理用地課（以下「経理用地課」という。）が行う。

(債権譲渡の承諾申請)

第8条 債権譲渡人および債権譲受人は、経理用地課に事前協議を行った上で、共同してつぎの書類を添えて債権譲渡の承諾を申請しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通

(2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し（様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通知（以下「官房課長通知」という。）に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合は、改正後の通知に基づくものとする。） 1通

(3) 工事履行報告書（様式は、官房課長通知に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通知が改正された場合は、改正後の通知に基づくものとする。） 1通

(4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(5) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、使用印または代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）の写し 1通

(6) 契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約款

等により当該保険会社または保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1通

(7) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

- 2 前項第4号の申請書類は、他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合において、本申請の3か月以内に発行された印鑑証明書が提出されているときは提出を要しない。
- 3 債権譲渡の申請は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに債権譲渡人と債権譲受人が共同して経理用地課に第1項各号の書類を持参することにより行うものとする。ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人および債権譲受人のいずれかの委任状（第2号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第9条 債権譲渡は、つぎの各号のいずれにも該当することが確認された場合に承諾するものとする。

(1) 申請に係る工事が、第2条第1項各号の条件を満たしていること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書がつぎの事項の全てを満たすこと。

ア 同じものが3通提出されていること。

イ 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。

ウ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号または名称および代表者職氏名が、契約書と一致していること。

エ 債権譲渡人が使用した印が、契約書または受付票に押印したものと一致していること

オ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名および使用した印が、印鑑証明書および振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者のものと一致していること。

カ 支払済の前金払、中間前金払および部分払の金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

キ 建設共同企業体案件にあつては、建設共同企業体の名称および代表者ならびに建設共同企業体の構成員の所在地、商号または名称、代表者職氏名の記載があり、使用した印が建設共同企業体協定書と一致していること。

(3) つぎの事項の全てを満たす締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

ア 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号または名称および代表者職氏名が、契約書と一致していること。

イ 債権譲渡人および債権譲受人の所在地、商号または名称および代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書の記載と一致していること。

ウ 債権譲渡人および債権譲受人の使用した印が、印鑑証明書と一致していること。

エ 建設共同企業体案件の場合、建設共同企業体の名称および代表者ならびに建設共同企業体の構成員の住所および氏名の記載があること。

(4) 工事履行報告書の実施工程により、本件工事の進捗状況が全体の2分の1以上であることが確認できること。

(5) 発行日から3か月以内の印鑑証明書および前条第1項第5号に該当する場合にあつては受付票の写しが提出されていること。

(6) 契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険または保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、つぎの事項の全てを満たす履行保証人の承諾書が提出されていること。

ア 債権譲渡の承諾申請の内容と相違がなく、かつ、適正な相手方が発行したものであること。

イ 区に提出済の保険または保証証券等および保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(7) 振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。

(債権譲渡の承諾)

第 10 条 経理用地課は、債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、前金払等の支払い状況等を確認する。

2 第 8 条第 1 項の規定により提出された申請書類を前条の承諾基準により審査し、問題がない場合は、工事主管課長の協議を経て、債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿（第 3 号様式）に必要事項を記載する。

3 前項の規定により債権譲渡の承諾を決定したときは、債権譲渡承諾書 3 通に公印および確定日付印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々 1 通ずつを交付し、残りの債権譲渡承諾書は、第 15 条第 1 項の規定による工事代金の請求があるまでの間、第 8 条の規定により提出された申請書類とともに経理用地課で保管する。

4 前 3 項の規定による債権譲渡の承諾手続は、第 8 条第 1 項の規定による申請書類の提出を受けてから 2 週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第 11 条 第 9 条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、工事主管課長の協議を経て、債権譲渡の不承諾について意思決定し、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第 4 号様式）2 通に公印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々 1 通ずつを交付する。

3 第 8 条の規定により提出された申請書類は、前項の手続後に経理用地課で保管する。

4 第 1 項および第 2 項の規定による債権譲渡の不承諾手続は、第 8 条第 1 項の規定による申請書類の提出を受けてから 2 週間以内に行うものとする。

(出来高査定)

第 12 条 融資制度による融資の実行に必要な工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等が必要である場合は、工事出来高査定協力依頼書（第 5 号様式）を経理用地課に提出するものとする。

3 経理用地課は、前項の工事出来高査定協力依頼書を受理したときは、速やかに工事主管課に送付するものとする。

(融資実行の報告)

第 13 条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後 1 週間以内に融資実行報告書（官房課長通知に定める様式 5）を経理用地課に提出しなければならない。

2 融資実行報告書は、記載されている内容が債権譲渡承諾書と一致することを確認の上で受理

し、第 10 条第 3 項の書類とともに経理用地課で保管する。

- 3 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、基本通知 14 に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを経理用地課に提出しなければならない。

(契約変更または契約解除の場合の取扱い)

第 14 条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に当該工事請負契約の請負金額が変更され、工事代金債権の額が変更となった場合は、債権譲受人に、区に提出した契約変更に係る承諾書の写しを提出するものとする。

- 2 債権譲渡を承諾した後に倒産等その他の理由により当該工事請負契約が解除され、工事代金債権の額が変更となった場合は、区は変更後の工事代金債権の額を債権譲受人に通知するものとする。

- 3 前 2 項の規定により工事代金債権の額に変更があった場合には、債権譲渡人および債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（第 6 号様式）を作成の上、経理用地課に提出するものとする。ただし、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

- 4 工事代金債権計算書は、記載内容を契約書、債権譲渡承諾依頼書、契約変更に伴う協議・承諾書等により確認した上で受理する。

- 5 工事代金債権計算書を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日および当該契約変更または契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載するとともに、第 10 条第 3 項の書類とともに経理用地課で保管する。

(工事代金の請求)

第 15 条 債権譲受人は、契約書に定められた検査その他の所定の手続を経て、請負金額および部分払の金額（以下「請負金額等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負金額等の支払を区に請求する場合は、工事代金請求書（第 7 号様式）を経理用地課に提出するものとする。

- 3 前項の工事代金請求書は、第 10 条第 3 項、第 13 条第 2 項および前条第 5 項の規定により経理用地課で保管していた書類とともに工事主管課へ送付するものとする。

- 4 前項の規定により工事代金請求書等の送付を受けた工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上で工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

(不正行為への措置)

第 16 条 当該融資制度に関し、債権譲渡人および債権譲受人から提出された申請書類について、書類の偽造、改ざんその他の不正行為が認められたときは、区は融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁および振興基金等にその事実を通報する。

- 2 前項の規定により、不正行為が認められたときは、区は当該債権譲渡を承諾しないと同時に、入札参加停止および指名停止措置等も含めた対応を図るものとする。

(指名選定等における留意事項)

第 17 条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等において不利益な取扱いをしてはならない。

(その他様式類等)

第 18 条 融資制度を実施するに当たって必要な債権譲受人における様式類等で本要綱に定めのないもの（債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等）は、融資制度の監督官庁または振興基金が定めたものを使用するものとする。

(その他)

第 19 条 融資制度を実施するに当たり、この要綱に定めのない事項については、融資制度に係る監督官庁の通知等に準じて取り扱うものとする。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 11 日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

練馬区長 殿

(甲) 債権譲渡人
所在地
商号または名称
代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(乙) 債権譲受人
所在地
名称
代表者職氏名

実印

(担当者) 職・氏名

T E L

債権譲渡人（以下「甲」という。）が練馬区（以下「区」という。）に対して有する工事請負契約書（区と甲との間で締結された_____年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「基本通知」という。）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「乙」という。）と締結した_____年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、乙に譲渡することにつき、工事契約約款第4条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事契約約款第41条に規定する「かし担保責任」は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事契約約款第30条第2項の検査に合格し、引き渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事契約約款第46条第1項の既済部分の検査に合格し、引き渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払および部分払の金額ならびに工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とします。

- (1) 契約番号 _____
- (2) 工事件名 _____
- (3) 工事場所 _____
- (4) 契約締結日 _____年 月 日
- (5) 工期 _____年 月 日から _____年 月 日まで
- (6) 請負金額 金 _____円
- (7) 支払済前金払額 金 _____円
- (8) 支払済中間前金払額
および部分払額 金 _____円
- (9) 債権譲渡額 金 _____円 [_____年 月 日現在見込額]

※(9)=(6)-(7)-(8)

なお、契約変更により請負金額に増減が生じた場合には、(6)および(9)の金額は変更契約後の金額とします。この場合、甲および乙は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

- 2 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金および保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の工事代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動または設定等がなされていないことを申し添えます。
- 3 甲および乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、または質権を設定し、その他債権の帰属および行使を害する行為は行いません。
- 4 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行い、区には一切御迷惑をおかけいたしません。
- 5 乙においては、国土交通省通達等の融資制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。
- 6 融資制度の手續に関し必要な既済部分の確認は、乙が責任を持って厳正に行います。
- 7 甲および乙は、工事請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払の金額および工事代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
- 9 上記のほか、甲および乙は、融資制度に係る基本通知および練馬区地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱（平成 24 年 月 日 練総経第 号）ならびに工事請負契約書の条項等を遵守します。

10 本件に関する乙の連絡先および担当者

所 属 _____
 職・氏名 _____
 電話番号 _____

第 号
 年 月 日

(甲) _____ 御中
 (乙) _____ 御中

債権譲渡承諾書

上記の工事請負代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨および下記事項について異議を留めて、工事契約約款第 4 条第 1 項ただし書の規定により承諾します。

なお、工事契約約款第 4 1 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲および乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

練馬区長 _____ (印)

確定日付印欄	
--------	--

第2号様式（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

練馬区長 殿

所 在 地

商号または名称

代表者職氏名 _____ 印

1 工 事 名 _____

2 請負代金額 金 _____ 円

私は、所 在 地

商号または名称

代表者職氏名

を代理人と定め、上記工事の請負契約に係る工事代金債権の債権譲渡承諾依頼書の提出に関する権限を委任します。

※ 譲渡人が委任者の場合、印は使用印も可とする。

※ 譲渡人がJVの場合は代表構成員の名義で行うものとする。

第4号様式（第11条関係）

債権譲渡不承諾通知書

第 号

年 月 日

（債権譲渡人） 御中

（債権譲受人） 御中

練馬区長



年 月 日に提出された下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記により承諾できませんので通知します。

記

1 債権譲渡承諾依頼のあった工事

(1) 契約番号 _____

(2) 工事件名 _____

(3) 工事場所 _____

(4) 契約締結日 _____ 年 月 日

2 承諾しない理由

第5号様式（第12条関係）

工事出来高査定協力依頼書

年 月 日

練馬区長 殿

所在地
(債権譲受人) 名称
代表者職氏名

実印

下記工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高査定を行うため、工事現場への立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 契約番号 _____
- 2 工事件名 _____
- 3 工事場所 _____
- 4 請負者（債権譲渡人） _____
- 5 現場立入り希望日時
_____年 月 日 時 分 から _____時 分 まで

6 現場立入り予定者氏名

7 連絡先 担当者職・氏名 _____
電 話 _____

工事代金債権計算書

年 月 日

練馬区長 殿

(甲) 債権譲渡人

所在地

商号または名称

代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(乙) 債権譲受人

所在地

名称

代表者職氏名

実印

(担当者) 職・氏名

T E L

年 月 日付けで債権譲渡の承諾を受けた下記の工事について、契約（変更・解除）により、工事代金債権が変更されたので提出します。

記

- 1 契約番号 _____
- 2 工事件名 _____
- 3 契約締結日 _____ 年 月 日
- 4 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日
- 5 契約変更・解除日 _____ 年 月 日
- 6 工事代金債権
 - (1) 請負金額 金 _____ 円
 - (2) 支払済前金払額 金 _____ 円
 - (3) 支払済中間前金払額
および部分払額 金 _____ 円
 - (4) 当初債権譲渡額 金 _____ 円
 - (5) 契約変更額 金 _____ 円 (減額の場合は、△表示とする)
 - (6) 債権譲渡額 金 _____ 円 [_____ 年 月 日現在見込額]

※ (6)=(1)-(2)-(3)+(5)

工事代金請求書

年 月 日

練馬区長 殿

所在地
(債権譲受人) 名称
代表者職氏名

実印

年 月 日付けの債権譲渡承諾書に係る工事代金債権について下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額

金 円

ただし、 円の代金として

(内訳)

(1) 請負金額	金	円
(2) 支払済前金払額	金	円
(3) 支払済中間前金払額 および部分払額	金	円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	金	円
(5) 今回請求金額	金	円

※ (5) = (1) - (2) - (3) - (4)

2 債権譲渡の承諾を受けた工事請負契約の内容

(1) 承認番号 _____
(2) 契約番号 _____
(3) 工事件名 _____
(4) 請負者（債権譲渡人） _____